

第7次宍粟市特産品ブランド認証品募集要項

1. 募集の目的

近年、全国の自治体を中心にふるさと納税制度や産地ブランド化の動きが急速に活性化しています。

宍粟市としても「森林から創まる地域創生」をテーマとし、地域創生を展開する中において、今後交流人口の増加を図るとともに広大な市の地域資源を活用し、経済活動を活性化することが急務となっています。

今以上に消費者の方々から安全で安心と認められる商品を作り上げるとともに信頼関係を築き、宍粟市のイメージアップを図るためブランド認証制度を推進し、ブランド認証品の候補となる自慢の逸品を募集します。

2. 募集対象

以下の3部門とします。

- (1) 宍粟市内で収穫される農水産物
- (2) 宍粟市内で製造される農水産加工品
- (3) 宍粟市内で製造される製品・工芸品

3. 募集期間

令和8年1月16日（金）～令和8年2月15日（日）※当日必着

4. 応募資格

食品については、生産・製造並びに表示基準が満たされていること

以下の場合は理由を付して申請ができます。

- ① 宍粟市内に本社・本店等を有する生産者・製造者及び団体等が生産地や製造地を宍粟市外に有する場合
- ② 宍粟市内に本社・本店等を有する生産者・製造者及び団体等が自主的に開発した製品等を宍粟市外において生産・製造する場合
- ③ 宍粟市内に本社・本店等を有する生産者・製造者及び団体等が、原材料の主な部分を市内の産品で構成し、自主的に開発した製品等で、宍粟市外で生産・製造する場合

5. 応募方法

別紙の「宍粟市特産品ブランド認証申請書」及び「宍粟市特産品ブランド認証申請調書」を記入のうえ、郵送・メールまたは直接事務局へ提出してください。

【留意事項】

- ① 1事業所（団体・個人）1度の審査会につき、各部門1商品（セット）の応募となります。
- ② 応募商品等は、自作のもので、第三者の権利を侵害しないものに限ります。

③ 審査会を行うため、審査日に申請商品等のご用意をお願いします。また、試食可能なものは、試食用として指定数量（15 食程度）のご用意をお願いすることもありますので、ご承知おきください。

※審査日及び詳細は後日連絡いたしますが、3月上旬を予定しています。

6. 認証評価基準

宍粟市特産品ブランド認証基準に基づき、①宍粟市の特徴 ②産地 ③安全・安心 ④品質と価格 ⑤活性化と連帯感 ⑥開発意欲 ⑦高い意識と誠実の項目に分け、点数制により評価が高いもの、条件をより多く満たしているもの等について、審査します。

7. 認証期間

認証の日から 4 年間となります。

8. 認証の特典

- ① しそう森林王国観光協会ホームページに掲載させていただきます。
- ② 認証された商品は「認証マーク」を表示することができます。
- ③ 認証された商品の自社による P R 及び販促活動にあたっては、「認証マーク」を一定のルールに基づく表示方法により使用することができます。
- ④ 各種イベント等において、ブランド認証品コーナーを設置し、P R ・販売します。

9. 選考方法

宍粟市特産品ブランド認証委員会において、選考し認証します。

10. 広報

募集について、ホームページや S N S 等により周知します。

11. 認証の発表

認証商品は、令和 8 年 3 月下旬以降に本人に通知するとともに、ホームページでも公開し、後ほど記者発表を行います。

12. 応募申請送付・お問い合わせ先

〒671-2558 宍粟市山崎町上比地 374

(公財) しそう森林王国観光協会事務局 ※月曜定休

電話：0790-640923 FAX：0790-645011

E-mail : info@shiso.or.jp